

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

四国（香川）厚生年金 事案 1206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B所に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和51年4月1日に、資格喪失日に係る記録を56年10月21日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、17万4,991円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から56年10月21日まで

A社B所に昭和51年4月1日に入社し、56年10月20日まで同所のD部署でE職として勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令書、勤務予定表、複数の同僚の証言、同僚から提出のあった「B所15年のあゆみ（1975年～1990年）」（写）の申立人の入退社等に係る記載及び申立人の現在の勤務先の人事記録を管理するFから提出のあった申立人に係る「G職員履歴書」（写）の前歴の記載により、申立人は、昭和51年4月1日にA社B所に入社し、同年8月1日に社員として採用され、56年10月20日までE職として勤務していたことが推認できる。

また、A社の人事記録を継承するH企業年金基金は、「社員は、C共済組合への加入となる。また、入社後、社員に採用されるまでの期間は見習社員となるが、見習社員についても同共済組合への加入となる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてC共済組合の組合員であったことが認められる。

したがって、申立人がC共済組合員であった期間は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の同共済組合

員としての資格取得日に係る記録を昭和 51 年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 56 年 10 月 21 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、前述の申立人の入社時期及び職種等を踏まえ、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、17 万 4,991 円とすることが妥当である。

四国（香川）国民年金 事案 529

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から23年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から23年6月まで

年金事務所で年金記録照会を行ったところ、平成13年から毎年、国民年金保険料の免除申請書をA市役所へ郵送しているにもかかわらず、申立期間が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「国民年金保険料の納付書が送られてくる毎年3月下旬に、A市役所に電話で納付困難を伝えるとともに、国民年金保険料免除申請書の郵送を依頼し、届いた同申請書に必要事項を記入した後、同市役所へ郵送していた。」と供述しているところ、同市から提出された申立人に係る受付リストに、申立期間における免除申請書を受け付けた記録を確認することができない。

また、申立期間の約9年間の全てにおいて、A市及び社会保険事務所（当時）に申立人に係る免除申請に係る記録が確認できないところ、免除申請に係る事務処理誤りが9年間にわたって繰り返されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料免除承認通知書を受け取った記憶は無いと供述している上、国民年金保険料免除申請書をA市役所へ提出したことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

四国（香川）国民年金 事案 530

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月及び同年12月

A市役所で転入の手続を行った後に、自宅に国民健康保険と国民年金が未納である旨の通知が届いたので、同市役所に行き、国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付したにもかかわらず未納とされていることに納得がいかないのを、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市から提出された受付リストにより、同市における申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格取得日（平成10年11月1日）及び同資格喪失日（11年1月25日）の入力処理が、15年4月11日に行われていることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間に係る同資格取得日及び同資格喪失日については、同年4月22日に入力処理が行われていることが確認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降であり、基礎年金番号に基づく保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（愛媛）国民年金 事案 531

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月まで

私は、婦人会で一緒だった友人に勧められて、国民年金に任意加入し、申立期間は、毎月、婦人会の会合時に保険料を納付していたのに、当該期間が国民年金の加入期間となっていない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「加入を勧めてくれた友人が、毎月、婦人会の会合で国民年金の保険料を集金しており、私は自身で加入手続をした記憶は無いので、その友人が手続をしてくれたのだと思うが、脱退手続は、当時、平屋建ての市役所に行って、自分で手続をした。」と主張しているものの、A市は、「国民年金の保険料徴収はA市母子会に委託しており、婦人会には委託していない。」と回答しているところ、A市母子会は、「保険料の徴収は、婦人会を含めてどこにも委託していなかった。」と回答している上、A市の広報誌によると、昭和 37 年 5 月に 6 階建て庁舎別館が完成し、申立人が脱退手続をしたとする時期には同庁舎 1 階の市民課国保年金係において国民年金に係る手続が行われていたことが確認されており、申立人の申立期間当時の記憶は明確ではない。

また、申立人は、「集金をしていた友人は、婦人会の会長から依頼されて担当しており、友人も国民年金に加入していたと思う。当時の保険料は 500 円ぐらいで、年金手帳ではなく、往復はがきのような二つ折り台紙に印紙を貼ってくれた。」と主張しているものの、申立期間当時、当該友人は国民年金に加入しておらず、当該友人及び婦人会の会長は、既に死亡しているため、供述を得ることができない上、申立人が納付していたとする国民年金保険料の金額と当時の保険料額は符合せず、A市母子会は、「国民年金印紙は年金

手帳に貼付しており、他に印紙を貼付していたものはない。」と回答しており、保険料の集金をしていた者からも、年金手帳以外に印紙を貼付するものがあつたという供述は得られない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和 36 年 3 月 23 日に申立人及びその夫と同姓同名の者の国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、備考欄に「無資格」と押印されている記録が確認できるところ、B年金事務所は、「当該記号番号は申立人夫婦のものと断定できないが、仮に申立人夫婦のものであつた場合には、昭和 36 年 4 月の国民年金保険料徴収事務の開始前に、共済組合の組合員であり国民年金の加入者となり得ない申立人の夫と連番で当該記号番号が払い出されていることから考えると、国民年金制度開始のための準備作業として、住民票等を基に強制加入対象者として申立人夫婦の氏名が同払出簿に一旦掲載された後に、申立人夫婦が当該対象者に該当しないことが判明したため、時期は不明であるが、当該記号番号が取り消されたものと推測される。」としている。

加えて、申立人は、「現在、所持しているオレンジ色の年金手帳以外に交付された年金手帳は無い。」と供述しており、前述の申立人及びその夫と同姓同名の者の国民年金手帳記号番号に係るオンライン記録、被保険者名簿及び被保険者台帳は確認できないことから、上記の国民年金手帳記号番号払出簿の記録をもって、申立人が加入手続を行い、当該手帳記号番号の年金手帳が交付され、国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）国民年金 事案 532

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

国民年金の加入手続やその後の国民年金保険料の納付については、全て兄か義姉（兄の妻）が行っており、家族の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の前後が納付済みとなって、申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の兄か義姉が、家族の国民年金保険料を申立人の分も含めて一緒に納付していたと主張しているところ、同居親族であった申立人の兄、義姉及び母親に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の一部を含む昭和 36 年 4 月から 44 年 6 月までの期間について、全員同じ日に保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立人に係る同名簿には日付印が全く押されていないことから、申立人の保険料について、同居親族と一緒に納付していたことが確認できない。

また、申立人に係る前述の国民年金被保険者名簿に、「昭和 45 年 3 月 31 日に昭和 43 年度までの未納保険料を催告済」との記載が確認できることから判断すると、昭和 45 年 3 月 31 日時点において、43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間に国民年金保険料未納期間が存在し、当該期間の保険料を過年度納付した可能性がうかがえる上、A 市から提出された、申立人が申立期間当時居住していた地区の昭和 43 年度及び 44 年度の年金収納台帳においては、申立人の同居親族の氏名等は確認できるものの、申立人の氏名等は確認できないことから、申立人の申立期間の保険料の納付状況は、同居親族とは異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について関与していない上、保険料の納付を行っていたとする申立人の兄及び義姉から供述が得られないことから、申立期間の保険料の納付状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 1 日から同年 10 月 25 日まで
② 昭和 41 年 10 月 25 日から 42 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに係る標準報酬月額の記録は、実際に支給されていた給与額より低額となっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「私の標準報酬月額の記録は、A社C出張所において厚生年金保険に加入していた昭和41年7月に、6万円から4万8,000円に下がり、同社D支店において同保険の被保険者資格を取得した同年10月も4万8,000円となっているが、当時は毎年給与が増えており、標準報酬月額が下がる理由が無い。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に、昭和41年7月にA社C出張所において厚生年金保険の被保険者であり、かつ同年10月に同社D支店において被保険者資格を取得した同僚10人のうち、2人は同年7月に標準報酬月額が下がっており、他の4人は同年10月に同社D支店において被保険者資格を取得した時に、同社C出張所における標準報酬月額よりも低額の標準報酬月額が決定されていることが確認できるところ、このうち供述が得られた3人は、自身の当時の給与と標準報酬月額が相違しているか否かは不明としており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

申立期間③及び④について、申立人は、昭和44年5月15日付けで作成されたB社E支店の印が確認できる給与証明書を提出し、当該証明書の記載に基づ

き、自身の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であったことを主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に、申立期間③はB社F支店において、申立期間④は同社E支店において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 46 人のうちの1人から提出された昭和 42 年 10 月から 43 年 5 月までの各月分の給与支払表によると、当該同僚は、申立期間③及び④において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、前述の同僚から提出された給与支払表、賞与明細及び源泉徴収票から判断すると、申立人から提出された給与証明書の「支給総額」には賞与支給額が、「控除額（その他）」には、社会保険料以外の金額（社宅料、組合費、住宅積立金等）が含まれている可能性が高く、当該給与証明書から、申立期間③及び④における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

さらに、前述の同僚 46 人のうち、連絡先が判明した 21 人に文書照会を行ったところ、10 人から回答が得られたが、自身の標準報酬月額が実際の給与額より低額であったと回答としている者はいない。

申立期間①から④までについて、当該期間における申立人の標準報酬月額は、申立人から提出された辞令により確認できる当該期間の申立人の基本給を上回っており、明らかに不自然であるとまでは言い難い上、当該期間における同僚の標準報酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社のG部門のH事業を継承したB社の現在の担当者は、「申立人の申立期間①から④までの基本給に係る記録は残っているが、実際の賃金額、賞与額及び保険料控除額については記録が無く、不明である。」と回答している。

さらに、企業年金基金から提出された中脱記録照会（回答）によると、申立人の申立期間①から④までの報酬給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できるほか、I健康保険組合は、保存期限経過のため、申立人に係る記録は残存していないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月1日から32年10月1日まで
② 昭和37年3月1日から同年5月1日まで
③ 昭和37年11月1日から38年9月1日まで
④ 昭和39年4月1日から42年3月31日まで

年金事務所で申立期間について年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、同手当金を受け取った覚えは無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和42年5月31日に重複整理の手続が取られ、申立期間①に係る記号番号に統合されたことが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間①から④までの脱退手当金が同年6月21日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から④までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をBにより給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
高校在学中であった昭和 41 年 2 月 18 日から C 共済組合（現在は、D 共済組合）に勤務し、高校卒業後の同年 4 月 1 日に正職員となったにもかかわらず、同共済組合での A 共済組合員資格の取得日が 42 年 4 月 1 日とされ、申立期間の同組合員記録が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 共済組合から提出された職員名簿、申立人から提出された職員住所録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、C 共済組合に正職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 共済組合から提出された組合員資格取得届によると、申立人は、C 共済組合において、昭和 42 年 4 月 1 日に A 共済組合員資格を取得していることが確認でき、当該取得日は、オンライン記録と一致している上、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票により確認できる雇用保険被保険者資格取得日及び健康保険被保険者原票により確認できる健康保険被保険者資格取得日も同日となっている。

また、申立人及び同僚の供述により、申立期間当時、C 共済組合で社会保険事務を担当していたと考えられる同僚は既に死亡しており、供述を得ることができない上、ほかの同僚からも申立人の申立期間に係る A 共済組合の掛金の控除を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における A 共済組合の掛金の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が A 共済組合員として、申立期間に係る掛金を B により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成元年 8 月 21 日まで

A社で、昭和 62 年 7 月頃から働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が平成元年 8 月 21 日からとなっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の給与振込が確認できる預金通帳の記載内容並びに申立人及び同僚の供述から、申立人は、昭和 63 年 1 月下旬にA社を一度退職し、同年 3 月頃に復職した状況がうかがえるものの、当該期間を除く申立期間については、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は厚生年金保険に加入しない方もいた。申立人の場合も 2 年近くのズレがあるのは、本人の都合で加入手続をしなかったのではないかと思う。」と供述している上、同社が保管する社会保険加入台帳における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録と同日であることが確認できる。

また、申立期間当時、A社においてB職として勤務していたとする複数の同僚は、「厚生年金保険には、従業員の希望により加入、脱退することができた。」旨供述していることから判断すると、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、勤務等の事実が確認できる資料として、申立期間当時の給与振込が記載された預金通帳を提出しているが、当該通帳に記載された振込額からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。